

「にしやま号」の越後交通㈱バス停留所での停車に係る合意について

西山町地域内を運行する「にしやま号」（自家用有償旅客運送）は、現在、定時定路線で地域内の各バス停留所を結んでいます。利用するバス停留所の一部には、越後交通㈱が運行する長岡線、出雲崎車庫前線及び妙法寺線のバス停留所を含んでいます。

「にしやま号」が越後交通㈱のバス停留所で停車する場合は、道路交通法第44条第2項第2号の規定に基づいて、関係者間で合意した上で、公安委員会が公示する必要があります。

なお、合意に当たっては、事前に本協議会での協議が必要となります。そのため、下記のとおり、委員の皆様からの承認を伺うものです。

記

1 「にしやま号」が停車する越後交通㈱のバス停留所

路線名	バス停
長岡線	長嶺入口、礼拝、西山農協前、坂田三叉路
出雲崎車庫線	向山、大崎、大崎集落センター、長磯、羅石前、石地中央、石地神社前
妙法寺線	内方、大坪、北野、超願寺、妙法寺

※各バス停の所在地は別紙のとおり

※今回の公示の対象には、すでに利用しているバス停を含みます

2 合意書（案） 別紙のとおり

※合意書の締結に当たり、相手方である「越後交通㈱代表取締役」、「新潟県公安委員会委員長」及び「北陸信越運輸局長」には別途説明を行い、了承いただく予定です

3 その他特記事項

「にしやま号」の運行に関しては、今年度中にドアツードア方式への再編を計画しています

令和 3 年 7 月 日

越後交通株式会社代表取締役 田中 直紀

新潟県公安委員会委員長 阿部 隆

柏崎市長 櫻井 雅浩

北陸信越運輸局長 平井 隆志

柏崎市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、柏崎市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

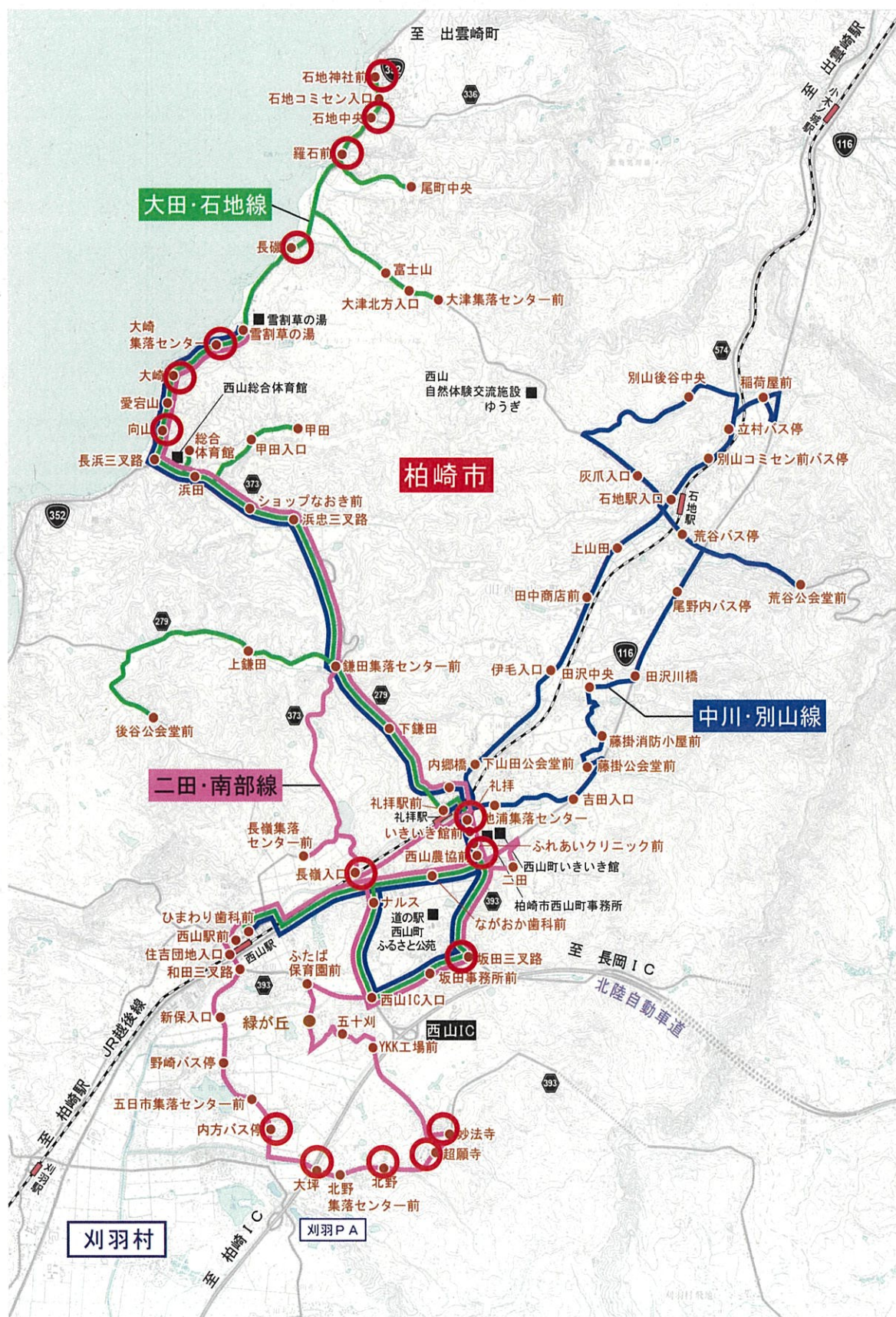
記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
別紙「にしやま号が停車する越後交通(株)のバス停留所一覧」のとおり
- 2 1 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
柏崎市の自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の用に供する自動車（通称名「にしやま号」）に限る
- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
1 における 2 の停車又は駐車は、2 に係る運行時間内に限るものとする

にしやま号が停車する越後交通(株)のバス停留所一覧

	路線名	バス停留所	所在地
1	長岡線	長嶺入口(下り)	柏崎市西山町黒部448付近
2		礼拝(下り)	柏崎市西山町礼拝808付近
3		礼拝(上り)	柏崎市西山町池浦71-3付近
4		西山農協前(下り)	柏崎市西山町坂田363-3付近
5		西山農協前(上り)	柏崎市西山町坂田374-2付近
6		坂田三叉路(下り)	柏崎市西山町坂田1997-3付近
7		坂田三叉路(上り)	柏崎市西山町坂田1917-5付近
8	出雲崎車庫線	向山(下り)	柏崎市西山町大崎210-6付近
9		向山(上り)	柏崎市西山町大崎219-1付近
10		大崎(下り)	柏崎市西山町大崎555-子付近
11		大崎(上り)	柏崎市西山町大崎547-1付近
12		大崎集落センター(下り)	柏崎市西山町大崎751-2付近
13		大崎集落センター(上り)	柏崎市西山町大崎747-1付近
14		長磯(下り)	柏崎市西山町大崎1705-2付近
15		長磯(上り)	柏崎市西山町大崎1705-1付近
16		羅石前(下り)	柏崎市西山町石地57-5付近
17		羅石前(上り)	柏崎市西山町石地57-1付近
18		石地中央(下り)	柏崎市西山町石地595付近
19		石地中央(上り)	柏崎市西山町石地591-1付近
20		石地神社前(下り)	柏崎市西山町石地955-2付近
21		石地神社前(上り)	柏崎市西山町石地933-3付近
22	妙法寺線	内方	柏崎市西山町内方385-1付近
23		大坪	柏崎市西山町北野920-2付近
24		北野(下り)	柏崎市西山町北野671-2付近
25		北野(上り)	柏崎市西山町北野50-1付近
26		超願寺	柏崎市西山町妙法寺501-4付近
27		妙法寺	柏崎市西山町妙法寺1316-5付近

路線図



○ : にしやま号バス停留所のうち、越後交通㈱のバス停留所